

## 北広島市市民参加条例施行規則

平成21年2月26日規則第4号

改正 平成25年9月6日規則第25号

### (趣旨)

第1条 この規則は、北広島市市民参加条例(平成21年北広島市条例第1号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

### (公表の方法)

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとします。

- (1) 北広島市広報紙への掲載
- (2) 事務所における閲覧又は配布
- (3) インターネットの利用
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法

### (法人に対する出資の基準額)

第3条 条例第5条第1項第10号の市長が別に規則で定める出資は、次の各号のいずれかに該当する法人に対する出資とします。

- (1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人
- (2) 市の出資の総額が500万円を超えることとなる法人

### (団体に対する金銭の給付の基準額)

第4条 条例第5条第1項第11号の市長が別に規則で定める金銭の給付は、その額が1団体につき100万円を超えるものとします。

### (パブリックコメントの手続)

第5条 条例第8条第2項第2号に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法のうちから市長が指定するものとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法
- (4) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年

法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいいます。)を送信する方法

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法

2 市長は、パブリックコメント(条例第6条第1項第2号に規定するパブリックコメントをいいます。)を実施している政策等の一覧表を作成し、公表するものとしします。

(審議会等の手続)

第6条 市長は、審議会等(条例第6条第1項第3号に規定する審議会等をいいます。以下同じです。)の委員(条例第9条第2項に規定する委員をいいます。以下この条において同じです。)を公募により選考しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとしします。

- (1) 審議会等の名称及び内容
- (2) 委員の任期
- (3) 公募により選考する委員の人数及び選考方法
- (4) 公募に応募できる者の範囲
- (5) 公募に応募する方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(市民政策提案の手続)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民政策提案は、市民政策提案書(別記第1号様式)及び市民政策提案者署名簿(別記第2号様式)に関係資料を添えて市長に提出することにより行うものとしします。

(推進会議の組織及び運営)

第8条 条例第15条第1項に規定する推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- 4 推進会議は、会長が招集します。
- 5 会長は、推進会議の会議の議長となります。
- 6 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。
- 7 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによりします。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行します。

附 則(平成25年規則第25号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第7条関係)

## 市民政策提案書

年 月 日

北広島市長 あて

住 所

提案代表者 氏 名

(団体等の場合は代表の氏名)

電話番号

北広島市市民参加条例第12条第1項の規定により、次のとおり提案します。

- 1 提案する政策等の名称
- 2 提案する政策等の内容
- 3 現状及び課題（提案の目的及び理由）
- 4 提案する政策等の実施により期待される効果
- 5 提案する政策等の実施に必要な費用
- 6 その他参考資料

## 市民政策提案者署名簿

年 月 日

1 提案する政策等の案の名称

2 提案者

番号	住 所	氏 名	生年月日	印	備 考

(記入の際の注意点)

氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。)すること。ただし、心身の故障その他の理由により自署することができない場合は、代筆を行うことができます。代筆をした場合は、備考欄に代筆者の住所、氏名及び生年月日を記載し、代筆者の印を押すこと。